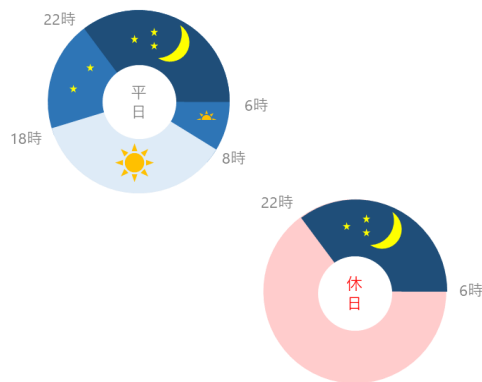


時間外受診は 割増料金がかかります

緊急を要するほどの症状ではないのに「ちょっと診てもらおう」といった理由で休日や夜間に受診していませんか？

診療時間外に受診すると、通常料金とは別に診療報酬点数で定められた割増料金を支払わなければなりません。

それぞれの時間の定義と加算額



診療時間外は3つに区分されています。

例えば、平日（病院開院日）の19時に受診すると、
初診料2,880円 + 時間外加算850円 計3,730円を初診料として請求します

6歳未満の乳幼児、妊産婦については、更に割増となります。

	時間外加算 概ね8時前と18時以降	休日加算 日曜・祝日・年末年始	深夜加算 22時～6時
初診料 2,880円	+850円	+2,500円	+4,800円
再診料 730円	+650円	+1,900円	+4,200円



時間や休日の区分、特例加算額など、医療機関によって異なる場合があります。
健康保険適用、支払額は自己負担割合によります。

実際の算定例

22時30分に（深夜）に初診で受診、血液検査、点滴、エコー検査、CT撮影をしたと仮定します

	日中	時間外
初診料	2,880円	7,680円
投薬料	680円	680円
注射料	520円	520円
検査料	23,820円	23,820円
時間外緊急院内検査加算		+2,000円
画像診断料	26,270円	26,270円
時間外緊急院内画像診断加算		+1,100円
その他	240円	240円
合計	54,410円	62,310円

日中に同じ内容の医療を受けた場合と比べ
7,900円(総額)、夜間は割増となります。

また、「初診料」だけではなく、

- ・「検査に係る割増料金」
- ・「撮影に係る割増料金」が発生します



支払額は自己負担割合によります。

病院のホンネ(# 8000などの相談窓口も活用してください)

休日や時間外に受診したい気持ちも理解できますが下記のようなことが考えられます。

- ・ 上記のように医療費が高くなります（自己負担だけでなく、健康保険、各種公費の費用が増加します）
- ・ 医療体制を縮小しているため、通常の診療時間内と同様の医療を受けることが難しい場合があります。
- ・ 夜間や休日は、専門の医師ではなく、交代制で日直・当直を行っているため、「明日（明後日）、外来に受診してください」といったケースが多いです
- ・ 薬も最低限の日数分しか処方しません
- ・ 本来、休日や夜間は、緊急性の高い重症患者に対応する時間帯です。休日や夜間に軽症の患者が安易に受診することで、医療スタッフの負担が過重になります。